

地域連携 外来栄養指導について

○開業医の先生方の紹介で、当院で栄養食事指導が受けられます○

① 地域連携栄養指導とは

開業医の先生の医療機関に通院する患者で栄養食事指導が必要と認められる方について
開業医の先生から紹介を受け岩手県立遠野病院（以下当院）に所属する管理栄養士が実施します。

② 対象となる疾患

糖尿病	脂質異常症	高血圧症	慢性腎臓病	糖尿病性腎症
高尿酸血症	高度肥満	がん	肝機能障害	など

③ 対象となる医療機関、患者

医療機関：地域の医療機関（主に遠野市内の管理栄養士の配置のない診療所）

患者：地域の医療機関（主に遠野市内の管理栄養士の配置のない診療所）に通院する患者のうち、当該医療機関の医師が外来栄養指導食事指導を必要と認めた患者で、当院で外来栄養指導を行うことに同意している者。

④ 指導日時、予約枠

実施日	実施時間	予約枠
月・水・金(休日を除く)	① 9:00～9:45	各時間帯1名ずつ
	② 9:45～10:30	

⑤ 申込み方法と受診までの流れ。

【1】当院地域医療福祉連携室へ、「地域連携外来栄養食事指導申込書兼診療情報提供書(別紙1)」をFAX送信する（受付は平日の8:30～17:00）。

【2】申込日または翌診療日に、指導希望日の確認後、栄養食事指導に必要な書類2部を地域医療福祉連携室よりFAX送信する。開業医は、栄養指導に必要な書類2部は紹介患者に交付し、記入をして予約日に持参することを紹介患者に依頼する。

【3】開業医は予約日までに、「地域連携外来栄養食事指導申込書兼診療情報提供書」の原本を当院地域医療福祉連携室に郵送する。

【4】患者は予約時間の30分前までに当院1階の診療受付で保険証を提示。
外来にて診療情報提供書をもとに医師の診察を受け、管理栄養士による栄養食事指導を受ける。
終了後、患者は当院での診察・指導にかかる自己負担金を支払う。

継続指導の希望時、患者と管理栄養士が相談し次回予約する。（*医師の診察は初回のみ）

【5】管理栄養士から、指導報告書を開業医宛に送付する。

⑥ 問い合わせ先

予約に関すること	地域医療福祉連携室	0198-62-2222
指導内容に関すること	栄養管理科	0198-62-2222（内線146）